

# 適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について

2020年3月  
資源エネルギー庁

## (参考) 前回小委における議論

- 前回の電力・ガス基本政策小委員会において、災害時の市場の停止・再開基準及びインバランス料金について、具体的な制度設計及びその運用開始時期について御議論いただいた。
- その中で、制度設計の内容については委員の皆様から御了解いただいたものの、運用開始時期について、2020年4月運用開始とする事務局案では、事業者の準備が間に合わないのではないかとの御意見を一部の委員から頂いた。
- 他方で、災害時に電源を拠出するインセンティブを適切に与える制度を一刻も早く導入することが妥当であるとの御意見もあった。
- 本日は、これらの御意見を踏まえ、災害時の市場の在り方に係る制度の運用開始時期について御議論いただきたい。

## (参考) 前回の議論における主な御意見

- 制度設計専門会合の議論は、2022年以降ということで議論した結果であり異論はないが、それを**今度の4月から導入することについては、本当にレアなケースに対し今急に決める必要があるか若干疑問がある。**(秋元委員)
- いつ大災害が起きるかわからないので、できるだけ早く策を打ちましようということはよく分かるが、事業者が受ける影響を懸念。各社で2020年度の事業計画を今まさに作っているところ、災害が起きたときに高いインバランス料金を負担する可能性があるとなると、**どれぐらいのリスクと起きる可能性があるか、それにより自社が被る影響等を分析し、事業計画に反映して、また上場企業であれば有価証券報告書でリスク情報という形で出していかなければならない。事業者の準備が間に合うのか疑問。**(村松委員)
- 200円という価格による市場のゆがみは発生しうるが、それは価格が低すぎることによるゆがみであり、これは2022年以降も共通する問題。その点を考慮しても、余りにもインバランス料金が高いと新電力に甚大な影響を与えるということで、**本来なら下限600円と言われていたものを200円まで大きく下げて始めることとした経緯があり、新電力への影響も相当程度考慮されているのではないか。**むしろ逆の懸念として、本当に需給がひっ迫したときに、実際の停電コストは200円なんかよりもはるかに高いのだから、そういう電源が出てくるのを抑えてしまうという可能性があるのにも関わらず、あえて200円にしたということはぜひ考えていただきたい。(松村委員)
- どれぐらいの頻度で起こるのかという点は、北海道のケースですら、計画停電は行われておらず当てはまらない。つまり、あのケースよりも相当に深刻なものというが発生したときに初めて起こること。他方、東日本大震災の後に東京電力管内は計画停電を経験しており、確率はゼロではない。**このようなときには、200円を下回るような電原はもうとにかくフルで出てきてほしいという状況なので、そのインセンティブを適切に与える制度を一刻も早く入れるというのは決して間違った提案ではないと思う。**(松村委員)
- あらゆるレアケースも含めて議論を尽くし、何か論点があるならパッチを当てるというのが基本的な考え方。少なくとも**レアケースだからということで議論をやめるのではなく、色々な災害があり、その中には激甚化しているものも増えてきている中で、やはり一定の議論をしておくべき**ということでこの議論が始まっており、その中での対応には意味があるものと考えている。(都築オブザーバー)

## (参考) 災害時の市場の在り方に係る議論の経緯

- 近年、2018年の西日本豪雨や北海道でのブラックアウト、2018年から2019年にかけての度重なる台風等、数十年に一度と言われる規模の災害が立て続けに起こっている。
- 特に、2018年の北海道でのブラックアウトを受け、2018年11月の電力レジリエンスワーキンググループ中間取りまとめにおいて、「需給バランスが大きく崩れた場合等における卸電力取引市場の取引停止に係る取扱い」及び「卸電力取引市場が停止した際のインバランス料金に関する制度設計」について今後検討することとされ、本小委員会において検討を行ってきた。
- また、本小委員会におけるインバランス料金の検討の中でも、2018年9月以降、系統の需給ひっ迫時には電気の希少性を評価するべきとの観点から、需給ひっ迫時のインバランス料金の在り方について検討を行ってきた。

## (参考) 2018年・2019年に発生した主な自然災害

		災害	最大停電件数
2018年	6～7月	平成30年7月豪雨	約8万戸
	9月	平成30年台風21号	約240万戸
	9月	北海道胆振東部地震	約295万戸
	9月	平成30年台風24号	約180万戸
2019年	9月	令和元年台風15号	約93万戸
	10月	令和元年台風19号	約52万戸

## (参考) 災害時の市場の在り方に係る基本的な考え方

- 需給ひっ迫時のインバランス料金については、需給ひっ迫時にインバランス料金が上昇する仕組みとすることで、DRや自家発など追加的な供給力を引き出す効果が期待されている。
- 他方、本来であれば需給がひっ迫しているものの、計画停電等の制度的対応により需要が削減されることで、市場価格やインバランス料金が下がり、価格メカニズムが機能しなくなることが懸念される。
- これを避ける観点から、計画停電及び電力使用制限中は、200円/kWhや100円/kWhという定額のインバランス料金を用いることが制度設計専門会合において決定されたところ。
- この災害時のインバランス料金制度と、ネットワーク機能の復旧後速やかに市場を再開するという市場の停止・再開基準を併せて導入することにより、価格メカニズムに基づいてDRや自家発等の追加的な供給力を経済合理的に活用し、ひいては電力使用制限や計画停電の期間短縮、回避等につながっていくことが期待される。
- 災害時の市場の在り方に係る制度の整備を通じ、全事業者の努力による電力の安定供給を目指していく。

# (参考) 災害時の市場の在り方に係る過去の議論

## 電力レジリエンスワーキンググループ中間取りまとめ(2018年11月27日)

### 第4章 今後の対策パッケージ

#### 2. 中期対策（取りまとめ後に即座に検討に着手）

##### <減災対策（停電被害・リスクの最小化）>

#### （2）停電の早期復旧に向けた取組

#### ⑤ 需給ひっ迫フェーズにおける卸電力取引市場の取引停止に係る扱いの検討

今回の北海道における大規模停電時の経験も踏まえ、需給バランスが大きく崩れた場合等における卸電力取引市場における取引停止に係る取扱いを今後検討する。合わせて、卸電力取引市場が停止した際のインバランス料金に関する制度設計を今後検討する。

## 【論点3】更なる検討課題について

### (1) 系統需給ひっ迫時のインバランス料金の在り方

- 前述のように、需給調整市場創設後も、当面の間は、V1が実需給の電気の価値を適切に反映しない可能性がある。この場合、需給ひっ迫時においても、系統利用者が、「調整力コストはさほど高騰しないだろう」「需給を一致させる手間が大きく、仮に不足インバランスを生じさせたとしても、インバランス料金を支払いさえすればよい」と判断し、結果として調達を行わないケースも起こり得る。
- この点、諸外国では需給ひっ迫時に、電気の希少性（需給ひっ迫時の電気の価値）を理論的に算出し料金に反映している国（英国等）や、料金を定率・定額で上昇させインセンティブを強化している国（ドイツ等）、市場からの強制退出等のガバナンス措置によりインバランスの抑制に取り組んでいる国（ノルウェー等）もある。
- 諸外国の動向も踏まえつつ、我が国においてはどのような対応を行うべきか。

## 【論点】具体的な運用開始時期について

- 昨年12月の本小委員会の後、災害時の市場の在り方に係る制度の運用開始時期について、事業者と意見交換を行ったところ、災害時の供給力確保については小売電気事業者も努力していくことが必要との意見があった一方、準備期間についての配慮が必要との意見が示された。また、これらの意見に対する考え方の整理を行った（詳細は次頁以降）。
- 災害時の市場の停止・再開基準及びインバランス料金の検討は2018年11月から行ってきたところ、市場の停止・再開基準が存在しない状態では、今後、万一災害が発生した場合、再度、長期間市場停止を余儀なくされる可能性がある。
- これに対し、一般負荷送電開始後は市場を開場するとともに計画停電や電力使用制限中にインバランス料金が上昇する仕組みとすることで、小売電気事業者や需要家の協力も得ながらDRや自家発など追加的な供給力を経済合理的に活用し、ひいては電力使用制限や計画停電の期間短縮、回避等につながっていくことが期待される。
- このため、小売電気事業者ごとに準備状況は異なると考えられるものの、電力システム全体の経済性・安定性の観点から、災害時の市場の停止・再開基準及びインバランス料金については、速やかに運用を開始することが必要と考えられるのではないか。具体的には、今後の省令改正やJEPXの規定の見直し等に要する期間も踏まえ、2020年7月1日から新たな仕組みを施行することとしてはどうか。
- なお、この場合、前回の12月の御審議から起算しても半年以上の検討期間が確保されることとなるため、各事業者において、この期間に具体的な対応を行うことが期待される。

## (参考) 事業者から寄せられた意見について

- 昨年12月の本小委員会の後、20社程度の小売電気事業者と災害時の市場の在り方に係る制度の運用開始時期について議論を行った。
- 事業者においても、災害時の供給力確保について努力していくとの意向であった一方、具体的な準備に当たっては、下記の点についてよく検討が必要との意見があった。
- 次頁以降、これらの意見について検討を行う。

- ① 2020年4月から運用を開始するという議論は唐突感があり、運用開始時期について改めて本小委員会で審議してほしい。
- ② 高額なインバランス料金が続いた場合、その負担を小売電気料金に転嫁することや、災害時に小売供給を停止することも検討しており、こうした検討や需要家への説明に時間が掛かる。
- ③ 平成29年の民法改正（定型約款の規定の新設）が2020年4月から施行されるため、需要家への説明に当たり、改正民法との関係の整理が必要。
- ④ 需要家への説明に際し、電力の小売営業に関する指針との関係の整理が必要。
- ⑤ 災害時のインバランス料金により需要家の負担が増える可能性があり、需要家への説明が困難。
- ⑥ 災害時のインバランス料金に備えた代替手段の検討が必要。
- ⑦ 旧一般電気事業者との間の適正な取引環境が整備されていないと感じており、そのような中で価格メカニズムを重視したインバランス料金が導入されることは不安。

## (参考)

### ①運用開始時期について改めて審議してほしいとの御意見について

- 先述のとおり、災害時の市場の在り方及びその間のインバランス料金制度については、
  - 2018年11月の電力レジリエンスワーキンググループ中間取りまとめで検討の必要性が提言され、
  - 需給ひっ迫時のインバランス料金の在り方についても2018年9月にその必要性が指摘されるなど、一定期間の検討がこれまでも行われてきた。
- 他方、実際の事業への影響について事業者の意見を聞くことは重要であることから、事業者の意見を踏まえた上で、本小委員会において、改めて運用開始時期について御議論いただくこととする。

## (参考)

### ②小売料金や小売供給の在り方について需要家への説明期間が必要との御意見について

- 先述のとおり、需給ひっ迫時のインバランス料金については2018年9月以降、災害時の市場の在り方については2018年11月以降、一定期間をかけて検討を行ってきた。
- 社会全体として供給力を適切に確保していくシステムを構築していくという観点から見ると、小売料金の見直しについて需要家と協議を行うことも、災害時のインバランス料金に備えた代替手段に当たると考えられる。
- 他方、⑥において後述する調達手段の拡充等、需要家への転嫁以外の手段も存在するところ、小売料金の見直し等を行うか否かは事業者の判断による。
- さらに、事業者としても、小売料金や小売供給の在り方を見直すためには、期間が長ければ長いほどありがたいとの御意見であった。
- これに対し、災害がいつ発生するか分からない中、どこかのタイミングで災害時に関する新たな仕組みを導入する必要がある。
- このため、先述のように、改めてスケジュールをお示しした上で、本件を進めて行く必要があると考えられるのではないか。

## (参考)

### ②小売料金や小売供給の在り方について需要家への説明期間が必要との御意見について (小売電気事業者の負担について)

- なお、この点については、小売電気事業者が不利益を被ることになるのではとの懸念も示された。
- 小売電気事業者の電源調達環境の整備に向けては、⑦において後述するとおり、計画停電や電力使用制限が行われた結果として需給バランスが確保されているにもかかわらず、必要な量を上回る予備力を市場に拠出しない事業者がいる場合、電力・ガス取引監視等委員会において、市場監視を厳格に行うとともに、検証を行うこととする。
- なお、計画停電や電力使用制限中は、需要が削減されることで需給バランスが改善しているため、社会全体では需給バランスが確保されていると考えられることから、災害時に備えて先物取引等のヘッジ手段を活用し、供給力確保義務を果たそうとする小売電気事業者であれば、大きなインバランス負担が発生する蓋然性は低いと考えられる。
- 他方、このような事業者のみを想定して災害時のインバランス料金を導入しないと、計画停電や電力使用制限中は、本来であれば需給がひっ迫しているものの、計画停電等の制度的対応により需要が削減されることで市場価格やインバランス料金が下がり、価格メカニズムが機能しなくなることが懸念される。このような事業者に対しては、災害時のインバランス料金を導入することで、適切なインセンティブを働かせることが必要と考えられる。
- 全小売電気事業者が確実に供給力の確保に取り組んでいくことで、社会全体の需給バランスの改善、さらには、計画停電等の期間の短縮や回避等にもつながっていくことが期待される。

## (参考)

### ②小売料金や小売供給の在り方について需要家への説明期間が必要との御意見について (需要家への丁寧な説明について)

- また、この点に関連し、需要家に対しても、災害時のインバランス料金の導入に伴う影響について丁寧な説明が必要との意見が示された。
- 御意見のとおり、需要家に制度をよく理解していただくことが必要であると考えられる。
- 一方、2018年の北海道胆振東部地震の際には、市場の停止・再開に係るルールが存在しなかったことから、長期間市場を停止せざるを得ず、インバランス料金については事後的に精算を行うこととなった。今後いつ災害が起こるか分からない中では、事前に災害時のルールを定めておく必要がある。
- このため、資源エネルギー庁としても、需要家への周知に取り組んでいく。
- また、④において後述するとおり、小売電気事業者が料金メニューを変更する場合、「電力の小売営業に関する指針」において、供給条件の説明については「需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要」とされているところ、事業者は当該指針に基づいて対応することが求められる。
- 当該指針に反している事業者がないかについては、需要家保護の観点から、電力・ガス取引監視等委員会とも連携し、よく監視していく。

## (参考)

### ③ 民法改正との関係について整理が必要との御意見について

- 民法の原則によれば、契約内容を事後的に変更する場合には個別に相手方の承諾を得る必要があるが、2020年4月に施行される民法改正において定型約款（※）に関する規定が新設され、次の場合には、定型約款準備者が一方的に定型約款を変更することにより、契約の内容を変更することが可能であることが明確化された。

（※）電気の供給約款は通例この定型約款に含まれると整理されている。

  - ✓ 変更が相手方の一般の利益に適合する場合
  - ✓ 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合
- インバランス料金の見直しに伴う小売供給約款の変更がこのような場合に当てはまるのかについては、個別の約款変更の内容により判断されることとなるが、例えば変更内容が小売供給料金を一定期間引き上げるものである場合、相手方の一般の利益に適合するものではなく、個別の合意なく約款変更が可能であるか否かは、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無とその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものといえるか否かにより判断されることになる。

# (参考) 民法における定型約款に関する規定の新設

## 約款(定型約款)に関する規定の新設

### 新設規定の対象となる約款(定型約款)の定義

#### 問題の所在

- 「約款」という用語は、現在も企業の契約実務や学界において広く用いられている。

もともと、その意味についての理解は千差万別

→ 約款に関する規定を新設するに当たり、改正の趣旨を踏まえた定義等が必要

大量取引が行われるケースにおいて取引の安定等を図る観点から新たなルールを設けるのは、約款によって画一的な取引をすることが事業者側・顧客側双方にとって合理的であると客観的に評価することができる場合に限定する必要がある。

#### 改正法の内容 【新 § 548-2 I】

##### ・ 対象とする約款(定型約款)の定義

- ① ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、
- ② 内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「**定型取引**」と定義した上、この定型取引において、
- ③ 契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体

##### ・ 「定型約款」という名称

従来の様々あった「約款」概念と切り離して、規律の対象を抽出したことを明らかにするための名称

【該 当】 鉄道・バスの運送約款 **電気・ガスの供給約款**、保険約款、インターネットサイトの利用規約 等

【非該当】 一般的な事業者間取引で用いられる一方当事者の準備した契約書のひな型、労働契約のひな形 等

# (参考) 民法における定型約款に関する規定の新設

## 約款(定型約款)に関する規定の新設

### 定型約款の変更要件

#### 問題の所在

- 長期にわたって継続する取引では、法令の変更や経済情勢・経営環境の変化に対応して、**定型約款の内容を事後的に変更する必要**が生ずる。

例) 保険法の制定(平成20年)に伴う保険約款の変更

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正(平成23年)に伴う預金規定の変更

電気料金値上げによる電気供給約款の変更

クレジットカードのポイント制度改定に関する約款の変更など

→ 民法の原則によれば、契約内容を事後的に変更するには、個別に相手方の承諾を得る必要があるが、多数の顧客と個別に変更についての合意をすることは困難

- 約款中に「この約款は当社の都合で変更することがあります。」などの条項を設ける実務もあるが、この条項が有効か否かは見解が分かれている。

実際に同意がなくとも変更を可能とする必要がある一方で、相手方(顧客)の利益保護の観点から、合理的な場合に限定する必要もある。

#### 改正法の内容 【新 § 548-4 I】

次の場合には、定型約款準備者が一方的に定型約款を変更することにより、契約の内容を変更することが可能であることを明確化 (→ **既存の契約についても契約内容が変更される。**)

- ① 変更が相手方の一般の利益に適合する場合  
又は
- ② 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合

「その他の変更に係る事情」: 相手方に与える不利益の内容・程度、不利益の軽減措置の内容など

# (参考)

## ④電力の小売営業に関する指針との関係について整理が必要との御意見について

- 小売供給契約を変更する場合、電力の小売営業に関する指針に基づき、下記のような点に留意しつつ説明することが必要。
  - ✓ 需要家が変更に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、当該需要家の理解の形成を図る。
  - ✓ ただし、オンライン・サインアップ等の方法であっても、適切な対応を取ることにより説明義務を果たすことは可能。
  - ✓ 小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要がある。

### ○電力の小売営業に関する指針（抜粋）

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

#### 1 供給条件の説明

##### (2) 供給条件の説明の程度及び方法 (略)

したがって、「説明」とは、単に小売電気事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。

一方、小売電気事業者と需要家が契約を締結するに当たっては、小売電気事業者からの説明に対し、需要家からの質問や契約締結の意思表示がなされること等、小売電気事業者と需要家の間の双方向でのやりとりが生じる。このため、口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を需要家に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法や、ダイレクトメール・パンフレット等に説明事項を記載し、需要家にこれを読ませた上で小売供給契約の申込みを受け付ける場合における、当該ダイレクトメール等による説明の方法であっても、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取ることにより、説明義務を果たすことは可能と考えられる。

##### (3) 説明すべき事項

###### ア 原則

・小売電気事業者からの申出による小売供給契約の変更や解除に関する条件や内容など（第22号）

###### イ 説明事項の一部省略が認められる場合

(略) また、これらの場合における説明の方法については、前述の1(2)に準ずることとなるが、小売電気事業者等からの説明の方法をあらかじめ原契約に定めておくことにより、その方法により説明することも可能である。

###### ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合

###### (略)

なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要がある、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字（日本工業規格Z8305に規定する8ポイント未満の文字）で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとはいえないと解される。

## (参考)

### ⑤ 需要家の負担が増加するのではないかとの御意見について

- 例えば、2018年の北海道胆振東部地震の際には、スポット市場停止期間中は小売電気事業者の電源調達手段が限定的であったことから、一般送配電事業者がインバランス補給を行い、インバランス補給のために調達した電源は全て調整力として精算する形で運用がなされた。このように、現行制度においても、何らかの形で国民負担は生じていると考えられる。
- また、②で述べたとおり、⑥において後述する調達手段の拡充等の代替手段が考えられることから、小売料金の見直しを行うか否かは事業者の判断によることとなる。

## (参考)

### ⑥ どのような代替手段を取り得るか検討が必要との御意見について

- 事業者は例えば下記のような代替手段を取り得ると考えられる。各事業者においては、下記の手段も含め、各社で取り得る対応を組み合わせて災害時のリスクに備えていただきたい。

#### ① ベースロード市場を活用した調達手段の確保

電源の調達手段として、昨年7月に創設されたベースロード市場を活用することが可能。

#### ② 常時バックアップを活用した調達手段の確保

事業者からは、上記のベースロード市場は2020年度受渡し分の取引が既に終了しているとの御意見があったが、同様の役割を持つものとして常時バックアップ（契約kWを月ごとに変更可能）が存在するため、2020年度分については常時バックアップを用いた供給力の確保が可能である。

※常時バックアップは、ベースロード市場と補完的な関係にあることを踏まえ、今後、その在り方について検討が必要。

#### ③ 先物取引等のヘッジ手段の活用

事業者からは、昨年9月に東京商品取引所（TOCOM）が電力先物取引を開始したものの、市場の流動性が不十分であり、ヘッジ手段として十分ではないとの意見があったが、2020年5月から、欧州エネルギー取引所（EEX）が日本におけるクリアリングサービスの開始を予定しており、ヘッジ手段の拡大が期待されている。

#### ④ DR（ダイヤモンド・レスポンス）の活用拡大

需給ひっ迫時に備えたDR商品の開発、契約数の拡大を進めることが考えられる。

#### ⑤ 需要家との協議

御意見②に記載したように、小売料金の見直し等について需要家と協議を行うことも、災害時のインバランス料金に備えた代替手段に当たると考えられる。

# (参考)

## ⑦適正な取引の確保が必要との御意見について

- 今後、一般負荷送電開始後は市場が開場されることになるが、計画停電や電力使用制限が行われている期間は、これらの措置の結果として需要が削減されることにより全体の需給バランスが確保されることが考えられる。
- 旧一般電気事業者の小売部門は、原則として、自社需要の0～1%相当の予備力を超える電源分を市場に投入することとされている。
- 計画停電や電力使用制限が行われた結果として需給バランスが確保されているにもかかわらず、必要な量を上回る予備力を市場に抛出しない事業者がいる場合、電源を市場調達する必要のある事業者がこれらの電源にアクセスできないことから、電力・ガス取引監視等委員会において、こうした状況下においても、市場監視を厳格に行うとともに、必要な検証を行うこととする。

### ○適正な電力取引についての指針

→小売分野、卸売分野等の各分野について、下記のような公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為を例示。

#### I 小売分野における適正な電力取引の在り方

セット販売における不当な取扱い、特定の需要家に対する不当な安値設定、戻り需要に対する不当な高値設定、不当な違約金・精算金の徴収 等

#### II 卸売分野における適正な電力取引の在り方

(1) 小売電気事業者への卸供給等：卸供給契約における不当な料金設定、ベースロード市場への電力投入の制限 等

(2) 卸電力取引所の活性化：卸電力取引所への電力投入の制限、卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 等

(3) 卸電力市場の透明性：インサイダー取引、相場操縦 等

### ○卸電力市場の流動性向上の観点からの旧一般電気事業者（小売部門）の予備力確保の在り方について（抜粋）

▶ スポット市場入札時点（前日午前10時時点）において、旧一般電気事業者の小売部門は、原則として、翌日の自社需要の0～1%相当の予備力を超える電源分をスポット市場へ限界費用相当価格で投入すること。

▶ スポット市場入札時点以後において、旧一般電気事業者の小売部門は、需要の下振れやスポット市場の売れ残りが生じた場合は、原則として、自社需要の0～1%相当の予備力を超える電源分を一時間前市場開場以降に、順次、できる限り速やかに同市場に投入すること。